

川下第 1617 号
令和 8 年 3 月 16 日

関 係 各 位

川越市上下水道事業管理者
野 口 幸 範
(公印省略)

川越市道における本管布設及び取付管設置（撤去）に係る道路占用
申請者名などの変更について（通知）

日ごろより、本市の下水道事業に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

現在、民間工事における本管布設及び取付管設置（撤去）における川越市道の道路占用申請者名を将来管理する下水道課に統一していますが、申請者が下水道課となっていることから、道路管理者の指導・指示が、下水道課を介して注文者（施工者）に伝わるため、タイムラグや齟齬などの問題が生じており、皆様の負担ともなっております。

そこで、道路占用申請者名を注文者に統一して申請するように変更します。

なお、申請書の流れは、これまでどおり下水道課で申請書の内容を確認し、下水道課が道路管理者へ提出しますが、これに伴い道路占用譲渡許可申請書が必要となります。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

本変更は、令和 8 年 4 月 1 日以降の提出に適用する。

担 当
川越市上下水道局下水道課
電話 049-223-0331

申請者控

新規	更新	変更	第	令和	年	月	号
			第	令和	年	月	日

道路占用 許可申請 協議 書

(道路管理者)

住所
氏名

担当者
TEL

注文者住所・氏名
 ・担当者名
 ・電話番号記入

道路法 第32条 第35条 の規定により

許可を申請 協議 します。

占用の目的							
占用の場所	路線名						車道・歩道・その他
	場所						
占用物件	名	称	規	模	数	量	
	撤去がある場合、ここに明記する。						
占用の期間	令和	年	月	日から	間	占用物件の構造	
	令和	年	月	日まで			
工事の期間	令和	年	月	日から	間	工事实施の方法	前負人 ☎ ()
	令和	年	月	日まで			
道路の復旧方法			添付書類	案内図	平面図	縦断図	横断図
備考				公園(適宜)	その他()	構造図	

施工者住所・氏名・担当者名
 ・電話番号記入

記載要領

- 「許可申請 協議」第32条 及び「許可を申請 協議」第35条 については、該当するものを○で囲むこと。
- | | | |
|----|----|----|
| 新規 | 更新 | 変更 |
|----|----|----|

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 申請者（申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを () 書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

[4枚複写]

新規	更新	変更	第	令和	年	月	号
			令和	年	月	日	号

道路占用 許可申請 協議 書

申請番号 第 号

(送山先)
道路管理者 川越市長

住所
氏名

担当者

TEL

注文者住所・氏名
・担当者名
・電話番号記入

道路法 第32条 第35条 の規定により

許可を申請 協議

します。

占用の目的							
占用の場所	路線名						車道・歩道・その他
	場所						
占用物件	名	称	規	模	数	量	
	撤去がある場合、ここに明記する。						
占用の期間	令和	年	月	日から	間	占用物件	
	令和	年	月	日まで		の構造	
工事の期間	令和	年	月	日から	間	工事实施	
	令和	年	月	日まで		の方法	
道路の復旧方法			添付書類	案内図	平面図	縦断面図	横断面図
備考				公園(適宜)	その他()	構造図	

施工者住所・氏名・担当者名
・電話番号記入

川越警察署長 様

道路占用 協議 通知 書

道路管理者 川越市長 川合善明 印

上記道路占用 許可申請 協議 について、道路法第32条第5項の規定により協議します。

交通に対する措置

(回答 年 月 日第 号)

道路管理者 川越市長 川合善明 様

第 号
令和 年 月 日

川越警察署長 印

道路占用の協議について (回答)

令和 年 月 日付け川道環発第 号をもって協議のあった
みだしのことについて、次のとおり回答する。

号をもって協議のあった

記

新規 更新 変更 第 令和 年 月 日 号

令和 年 月 日 申請番号 第 号

道路占用 許可申請 協議書

(提出先) 道路管理者 川越市長

住所氏名 担当者 TEL

注文者住所・氏名
・担当者名
・電話番号記入

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的		
占用の場所	路線名	車道・歩道・その他
占用物件	名称	規模 数量
	撤去がある場合、ここに明記する。	
占用の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 間	占用物件の構造
工事の期間	令和 年 月 Hから 令和 年 月 日まで 間	工事实施の方法
道路の復旧方法	添付書類	案内図 平面図 縦断面図 横断面図 構造図 公園(適宜) その他()
備考	<p>許可・回答条件は、次に記載した事項のほか別添のとおりとする。</p> <p>1. 復旧は、別添条件書に基づき、もとのし、No. で実施すること。</p> <p>2. 工事現場には、横又は覆いを設け、夜間は黄色灯を設置する等危険を防止するための措置を講じること。</p> <p>3. 道路管理者が必要と認めるとき又は道路に関する工事の施工のため支障があるときは、この許可を取り消し、又は占用者の費用負担により占用物件を移設、改進黨を施工させることがある。</p> <p>4. 占用の期間中は、占用物件の維持管理を行い、道路の構造及び交通に支障を与えないようにし、占用物件が損傷した場合は、速やかに復旧すること。</p> <p>5. 工事に起因した苦情及び第三者への損害は、占用者の責任において解決すること。</p> <p>6. 工事に起因して開設工作物を汚損し、又は損傷したときは、占用者の負担で原形に復旧すること。</p>	
	(占用料) 初年度 ¥ 計算 年度 ¥	<p>施工者住所・氏名・担当者名 ・電話番号記入</p> <p>内容確認し決裁後、 確認印を押印して提出</p> 
	(道路復旧費) 原状者復旧	年度 占用料 通知書番号 年度 占用料 通知書番号
担当 合 議	リーダー 副課長 課長 副部長 部長 副市長 副市長 市長	起 案 許 可
上記申請について条件を付し 許可 回答 してよろしいか伺います (意見書)	回 答 第 号	<input type="checkbox"/> 警察署 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 協議日
		<input type="checkbox"/> 徐 歩 行 止 事 業 <input type="checkbox"/> 片 側 通 行 止 事 業 <input type="checkbox"/> 車 両 通 行 止 事 業 <input type="checkbox"/> 昼 間 工 事 <input type="checkbox"/> 夜 間 工 事

新規	更新	変更	第	令和	年	月	日
			申請番号	第	号		

道路占用 許可 回答 書

住所 氏名
 担当者
 TEL

**注文者住所・氏名
 ・担当者名
 ・電話番号記入**

道路占用 許可申請 協議 について、次のとおり 許可 回答 する。

道路管理者 川越市長



占用の目的							
占用の場所	路線名	車道・歩道・その他					
	場所						
占用物件	名称	規模	数量				
	撤去がある場合、ここに明記する。						
占用の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	占用物件の構造				
工事の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	工事実施の方法	関係人	☎	()	
道路の復旧方法	添付書類		案内図	平面図	縦断面図	横断面図	構造図
備考			公園(適宜)	その他()			
許可・回答条件は、次に記載した事項のほか別途のとおりとする。			<p>(占用料) 初年度 ¥ 計算 年額 ¥</p> <p>施工者住所・氏名・担当者名 ・電話番号記入 押印なし</p> <p>内容確認し決裁後、 確認印を押印して提出</p> 				
<p>1. 復旧は、別添条件書に基づくものとし、No. で実施すること。</p> <p>2. 工事現場には、横又は覆いを設け、夜間は赤色灯を設置する等、危険を防止するための措置を講ずること。</p> <p>3. 道路管理者が必要と認めるとき又は道路に及ぼす工事の施工のため支障があるときは、この許可を取り消す、又は占有者の費用負担により占有物件を移設、改造等を実施することがある。</p> <p>4. 占用の期間中は、占有物件の維持管理を行い、道路の構造及び交通に支障を与えないようにし、占有物件が損傷した場合は、速やかに復旧すること。</p> <p>5. 工事起因した苦情及び第三者への損害は、占有者の責任において解決すること。</p> <p>6. 工事起因して既設工作物を汚損し、又は損傷したときは、占有者の負担で原形に復旧すること。</p>			<p>(道路復旧費) 原因者復旧 (納期限) 別添納入通知書により指定する期限</p> <p>告示</p> <p>この処分について不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、川越市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として(訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(この裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>また、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>				
<p>注意事項</p> <p>1 占用の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更するときは、変更の申請を行うこと。</p> <p>2 占用の期間の満了後、引き続き占有しようとするときは、占用の期間が満了する日までに、改めて申請を行うこと。</p>							

道路占用譲渡(貸与)許可申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

道路占有者 住所 **注文者住所**
氏名 **・氏名**
・電話番号記入
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

譲(借)受人 郵便番号 350-0054
住所 川越市三保町20番地10
氏名 川越市
川越市上下水道事業管理者
野口 幸範
(担当：下水道課)
電話番号 049-223-0331

下記のとおり道路の占用の権利を譲渡(貸与)したいので、川越市道路占用規則第4条の規定により申請します。

記

1 占有の場所	川越市 番地先 市道 号線
2 占有の目的	
3 占有物件の名称、規模及び数量	
4 占有の期間	年 月 日から 間 年 月 日まで
5 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
6 貸与の期間	年 月 日から 間 年 月 日まで
7 譲渡(貸与)の理由	川越市への寄付による

占有許可書の内容を記入